

大学等ごとの支援の状況（支援状況・警告等）の公表について

● 趣旨・目的

学生・保護者を含め、制度の運用状況に関して社会への説明責任を果し、制度の適正性を確保するため、各大学等ごとに支援の状況を公表する。

● 公表の方法・時期・内容

1. 公表の方法

修学支援法施行規則第 5 条に定める**更新確認申請書（様式第二号）に状況を記載**し、第 7 条に基づきインターネットの利用により公表

2. 公表の時期

更新確認申請書の公表時

※ 毎年 6 月末日までに更新確認申請書を提出し、その際、遅滞なく公表することとされている。（施行規則第 5 条・第 7 条）

3. 公表の項目

① 各大学等ごとに、新制度により前年度に**支援を受けた学生数**を公表

・ 支援学生数及び支援区分（Ⅰ、Ⅰ（多子）、Ⅱ、Ⅱ（多子）、Ⅲ、Ⅲ（多子）、Ⅳ（理）、Ⅳ（多子）、多子）ごとの人数を公表

② 各大学等ごとに、次の処置を受けた**前年度の学生数を、その事由ごとに公表**

1 廃止（事由として、次の i）～ iii）のどれに該当か）

i）偽りその他不正

ii）学業成績が廃止区分に該当（※更に、卒業延期確定、標準単位数の 6 割以下、出席率 6 割以下等、連続して「警告」のどれに該当か）

※ うち、学業成績が著しく不良である（やむを得ない事由なし）として、返還等を求める対象となった者の数もあわせて記載

iii）懲戒処分（※更に、退学 又は 停学（3 カ月以上）のどちらに該当か）

2 停止（事由として、停学処分（3 カ月未満）又は 訓告 のどちらに該当か）

3 警告（事由として、標準単位数の 7 割以下、GPA 等下位 1/4、又は 出席率 8 割以下等 のどれに該当か）

※ 公表する数が 10 人以下の場合には、個人情報への配慮を行う。